

平成29年12月13日

乾式複写機の設置をする者の募集について（公告）

長崎地方裁判所国有財産事務分掌者

長崎地方裁判所長 増田 隆久

長崎家庭裁判所国有財産事務分掌者

長崎家庭裁判所長 増田 隆久

長崎地方裁判所庁舎等の一部において、有償による使用許可を受け、乾式複写機を設置する者を募集します。応募しようとする者は、下記の要領により企画提案書を提出してください。

記

1 件名

長崎地方裁判所庁舎等における使用許可（乾式複写機の設置）の相手方の選定

2 募集の趣旨

事件記録等の謄写の用に供するために、長崎地方裁判所庁舎等の一部について、乾式複写機を設置させることを目的として使用許可（有償）をするに当たり、使用許可を受けようとする者（法人であると個人であるとを問わない。）を広く募集し、提出された企画提案書の優劣により使用許可をする相手方を選定するものである。

3 使用許可をする場所

- | | |
|----------------------|--------------------|
| (1) 長崎市万才町9-26 | 長崎地方裁判所庁舎（2台） |
| (2) 長崎市万才町6-25 | 長崎家庭・簡易裁判所庁舎（1台） |
| (3) 長崎県大村市東本町287 | 長崎地方裁判所大村支部庁舎（1台） |
| (4) 長崎県島原市城内1-1195-1 | 長崎地方裁判所島原支部庁舎（1台） |
| (5) 長崎県佐世保市光月町9-4 | 長崎地方裁判所佐世保支部庁舎（2台） |

詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

4 使用許可の条件内容

使用許可を受けた者は、使用許可を受けた場所において、自らが提出した企画提案書の内容に従い、乾式複写機を設置する。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

5 企画提案書の作成及び提出に係る事項

(1) 企画提案募集要領の交付

ア 交付期間

平成29年12月13日（水）から同年12月26日（火）まで（土、日祝日を除く）の午前8時30分から午後5時まで

イ 交付場所

〒850-8503

長崎市万才町9-26

長崎地方裁判所事務局会計課管理係（担当 内田、川口）

電話095-804-4138（係直通）

ウ 交付方法

交付場所において無料で交付する（郵送又は電送による交付申込みは受け付けない。）。

(2) 企画提案書の提出方法等

ア 提出期間

平成30年1月10日（水）から同年1月16日（火）まで（土、日祝日を除く）の
午前8時30分から午後5時まで

イ 提出場所

上記企画提案募集要領の交付場所と同じ

ウ 提出方法

提出場所に持参する方法による（郵送又は電送による提出は受け付けない。）。

エ 提出部数 4部（正本1部、副本3部）

6 質問及び回答

(1) 本件の応募又は企画提案書の作成、提出に関する質問は、書面にて受け付けるので、次の提出期限までに、提出場所に持参する。

ただし、手続及び企画提案書の形式についての質問は、前記企画提案募集要領の交付場所に電話で問い合わせても差し支えない。

ア 質問書の様式 日本工業規格A列4番の用紙を用いる。

イ 提出期限 平成29年12月27日（水）午後5時まで

ウ 提出場所 前記企画提案募集要領の交付場所と同じ

(2) 回答書は、次の交付日時において手交する（郵送又は電送による回答は行わない。）

ア 交付日時 平成30年1月9日（火）午後3時から午後5時まで

イ 交付場所 前記企画提案募集要領の交付場所と同じ

7 使用許可をする相手方を選定するための手順

(1) 応募者の参加資格として、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと

カ 暴力団又は暴力団員及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと

(2) 応募者は、前項の要件を満たすこと及び将来的に当該要件に反することはない旨を誓約し、使用許可後に誓約が虚偽であることが判明し、又は前項の要件に反することとなった場合、当該使用許可の取消をされても異議を申し立てない旨を明記した誓約書を提出すること。

(3) 前2項の要件を満たした応募者が提出した企画提案書が、次の一つに該当する場合は欠格とする。

ア 提出場所、提出期限又は提出方法が前記5に適合しないとき

イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載事項の留意事項に適合しないとき

ウ 虚偽の内容が記載されているとき

(4) 欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について、長崎地方裁判所及び長崎家庭裁判所の職員において組織する本件評価委員会がその内容等を評価し、最も評価が高い企画提案書を提出した応募者を使用許可の相手方として選定する。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

8 その他

(1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

(2) 提出された企画提案書は返却しない。

(3) 企画提案書の作成及び提出並びに本件に応募することに関わる費用は、すべて応募者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。